

案を否決

反対8

賛成5

6月定例会

国民健康保険事業は島根県が事業主体に

これまで市町村が事業主体であった国民健康保険事業は平成30年度から、島根県が事業主体になりました。しかし、保険税率は当分の間、これまでどおり市町村ごとに定め、実施されます。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定

改正案

平成29年度に比して 応能割 0.28%減
均等割 年700円の減
平等割 年600円の減

審議する中で反対理由で上がったものは主に次の二つです。

- 改正案は県が示した標準保険料率を大きく上回っている。
- 基金は基準ガイドラインを大きく上回っており、これ以上の積み増しは必要ない。

反対理由

町の改正案と県が示した医療分の標準保険料率との比較

医療分	所得割	均等割	平等割
町の改正案	9.01%	28,500円	23,600円
県が示した標準保険料率	6.47%	26,169円	18,047円
差	+2.54%	+2,331円	+5,553円

基金の状況



基準ガイドライン

基準ガイドラインを大きく上回る基金保有額

平成30年第2回定例会が6月11日から6月25日までの15日間の会期で開かれ、一般会計補正予算1億700万円他9件の議案、平成29年度予算の専決処分の承認11件と報告2件、第3セクターと奥出雲町土地開発公社の決算報告を受けました。9件の議案を可決し、また「奥出雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」は賛成少数で否決。一般質問には10人が登壇しました。

第2回定例会